

改 正 後	現 行
<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第 1 章 ～ 第 12 章 [略]</p> <p>測量業務共通仕様書</p> <p>第 1 条 ～ 第 13 条 [略]</p> <p>第 14 条 関係官公庁への手続き等 受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う<u>測量法に規定する公共測量に係る諸手続等</u>、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 受注者は、測量法第 21 条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第 23 条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第 36 条（計画書についての助言）、第 37 条（公共測量の表示等）、第 40 条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。また、規程第 14 条に基づく測量成果の検定を行わなければならない。</u></p> <p>第 15 条 ～ 第 39 条 [略]</p> <p>設計業務共通仕様書</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1-1 条 ～ 第 1-5 条 [略]</p> <p>第 1-6 条 管理技術者 1 ～ 2 [略]</p> <p>3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設</p>	<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第 1 章 ～ 第 12 章 [略]</p> <p>測量業務共通仕様書</p> <p>第 1 条 ～ 第 13 条 [略]</p> <p>第 14 条 関係官公庁への手続き等 受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。</p> <p>2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議しなければならない。 [新設]</p> <p>第 15 条 ～ 第 39 条 [略]</p> <p>設計業務共通仕様書</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1-1 条 ～ 第 1-5 条 [略]</p> <p>第 1-6 条 管理技術者 1 ～ 2 [略]</p> <p>3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水</p>

システムの総合的な機能診断業務に限る)、農業農村地理情報システム技士(地理情報システムに関する業務に限る)、農業水利施設補修工事品質管理士[コンクリート構造物分野](農業水利施設補修工事(コンクリート構造物)の設計業務に限る)、農業用ため池管理保全技士(農業用ため池に関する業務に限る)のいずれかの資格を有するもの、又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。ただし、業務委託料が500万円未満で、かつその業務が簡易であると発注者が認めた場合は、受注者が定めた者を管理技術者としてすることができる。

4 ~ 6 [略]

第1-7条 照査技術者及び照査の実施

1 [略]

2 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、博士(業務に該当する部門)、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー(業務に該当する部門)のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士(農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る)、農業用ため池管理保全技士(農業用ため池に関する業務に限る)又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)で無ければならない。

3 ~ 6 [略]

第1-8条 ~ 第1-38条 [略]

第2章 [略]

利施設システムの総合的な機能診断業務に限る)、農業農村地理情報システム技士(地理情報システムに関する業務に限る)、農業水利施設補修工事品質管理士[コンクリート構造物分野](農業水利施設補修工事(コンクリート構造物)の設計業務に限る)のいずれかの資格を有するもの、又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。ただし、業務委託料が500万円未満で、かつその業務が簡易であると発注者が認めた場合は、受注者が定めた者を管理技術者としてすることができる。

4 ~ 6 [略]

第1-7条 照査技術者及び照査の実施

1 [略]

2 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、博士(業務に該当する部門)、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー(業務に該当する部門)のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士(農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る)又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)で無ければならない。

3 ~ 6 [略]

第1-8条 ~ 第1-38条 [略]

第2章 [略]